

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間 令和5年1月1日から令和8年12月31日

2. 内 容

目標 1. 令和8年12月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間7日以上とする。

(対策) ・令和5年1月1日～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

・令和5年2月1日～ 社内検討委員会での検討開始

・令和5年3月1日～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施

・令和5年4月1日～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりま

とめなどによる取得促進のための取組み開始